

役員報酬等支給基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、一般社団法人広域重度ケア連携機構（以下「当法人」という。）の定款第31条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等の支給に関する基準を定め、その透明性及び合理性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当法人から受ける財産上の利益及び退職手当をいい、費用の弁償は含まない。

2 この基準において「常勤役員」とは、当法人の業務に常時従事する役員をいい、「非常勤役員」とは、常勤役員以外の役員をいう。

第2章 報酬等の支給

(無報酬の原則)

第3条 役員報酬等は、無報酬を原則とする。ただし、職務の内容及び責任に照らして必要があると認めるときは、この基準の定めるところにより報酬等を支給することができる。

(報酬等の総額)

第4条 役員に支給する報酬等の総額は、社員総会の決議により定める範囲内とする。

(支給の基準)

第5条 常勤役員に報酬等を支給する場合は、その職務の内容、当法人の財政状況、民間事業者の役員報酬等及び従業員の給与、他の公益法人等の役員報酬の水準等を総合的に勘案し、不当に高額とならない合理的な額としなければならない。

2 常勤役員の報酬月額、月額は、月額〇〇円を上限とする。

3 非常勤役員には、原則として報酬等を支給しない。ただし、職務の遂行に応じ、日額〇〇円を上限として、職務執行の対価を支給することができる。

(賞与及び退職手当)

第6条 役員には、原則として賞与及び退職手当を支給しない。支給する必要がある場合は、あらかじめ社員総会の決議を経るものとする。

(支給の方法)

第7条 報酬等は、その月の分を当法人が別に定める日に、本人名義の金融機関口座への振込みその他適切な方法により支給する。

2 法令に基づき源泉徴収すべき税額その他控除すべき額があるときは、これを控除して支給する。

第3章 費用の弁償

(費用弁償)

第8条 役員がその職務の遂行に伴い必要とする交通費、宿泊費、通信費その他の実費については、報酬等とは区分して、その実費を弁償することができる。

2 費用の弁償に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第4章 雑 則

(公表)

第9条 当法人は、この基準を主たる事務所に備え置くとともに、当法人のウェブサイトへの掲載その他の方法により公表する。

(改廃)

第10条 この基準の変更及び廃止は、社員総会の決議による。

附 則

- 1 この基準は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この基準は、令和〇年〇月〇日開催の社員総会の決議により制定した。